

# 公立大学法人和歌山県立医科大学薬学部教授会規程

制 定 令和3年3月29日和医大規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条及び公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（平成18年4月1日和医大規則第4号）第17条第4項の規定に基づき、和歌山県立医科大学薬学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、薬学部の専任の教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、薬学部の専任の准教授及び講師を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び薬学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、薬学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(会議)

第5条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

2 定例教授会は、原則として月1回開催する。

3 臨時教授会は、議長が必要と認めたときに開催する。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会は、必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 教授会に関する事務は、薬学部事務室で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、当該教授会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。